

# 新たな「富山県住まい・まちづくり計画」の概要（見直しについて）

住生活基本法  
平成18年6月施行

（現行）富山県住まい・まちづくり計画  
【計画期間】平成28年度～平成37年度

おおむね5年毎に  
見直し

（新たな）富山県住まい・まちづくり計画  
【計画期間】令和3年度～令和12年度

## 住生活をめぐる現状と課題

- 世帯の状況
  - ・子育て世帯は減少。高齢者世帯数は増加しているが、今後は緩やかな増加となる見込みである。
- 住宅ストック
  - ・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅ストックが多くを占めている。既存住宅流通は横ばいで推移している。
  - ・居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加している。
- 多様な住まい方、新しい住まい方
  - ・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まってきている。
  - ・テレワーク等を活用した地方、郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを実践する動きが本格化している。

## 見直しのポイント

- ポイント1：見直し前の「5つの目標」を設定していた構成から、「3つの視点」を設定し、その視点から6つの目標を設定
  - ・住生活をめぐる現状と課題を「3つの視点」で捉え、視点に応じた目標を設定し、施策を総合的に推進する計画とした。
- ポイント2：住宅政策に関する個別計画のうち、「富山県高齢者居住安定確保計画」「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を統合
  - ・高齢者や住宅確保要配慮者への施策等は、個別計画で共通していることもあり、統合することで、総合的に施策展開する計画とした。
- ポイント3：施策を総合的かつ計画的に推進
  - ・6つの目標の実現に向け、住教育の推進、住まい・まちづくりに関わる団体との連携・協力を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する計画とした。

## 3つの視点と6つの目標について

居住者の視点	住宅ストックの視点	産業の視点
目標1 子育てしやすい住まいの実現 ○リフォーム支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革の進展やコロナ禍を契機とした「新たな日常」に対応した住まい方の推進</li> </ul> 目標2 高齢者等が安心して暮らせる住まいの実現 ○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が自立した生活が営める住まいの実現</li> </ul> 目標3 住宅確保要配慮者の居住の確保 ○居住確保のための民間賃貸住宅の活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの実現</li> </ul>	目標4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現 ○省エネ化の一層の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成に向け、ZEH（ゼッチ）等の整備支援、レジリエンス機能の強化</li> </ul> 目標5 安全で良好な居住環境の実現 ○空き家対策の一層の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が策定した空家等対策計画に基づく取り組みの支援</li> </ul>	目標6 住生活を豊かにする産業の発展 ○県産材の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材を活用した建築物の木造化などへの支援</li> </ul> ○新技術の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工務店の新技術の導入等による生産性の向上、SDGsへの取り組みの支援</li> </ul>

第3章 1.理念と基本的な方針

「第3章 2.目標と成果指標」の「目標」

第4章 住まい・まちづくり施策

「第3章 2.目標と成果指標」の「成果指標」

基本理念	基本的な方針 (横断的な視点)			
	住環境や持続性を重視した施策展開	住宅市場機能を重視した施策展開	他分野との連携による総合的な施策展開	地域住民団体・事業者等との連携による施策展開
安全で心豊かな住まいと美しいまちを目指して	効果的・効率的な施策展開			

視点	目標	施策(大項目)
居住者の視点	1 子育てしやすい住まいの実現	1 良質な住宅の確保 2 子育てしやすい居住環境の実現
	2 高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの実現	3 バリアフリー化等の促進 4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保
	3 住宅確保要配慮者の居住の確保	6 民間賃貸住宅の供給・円滑入居の促進及び管理適正化 7 公営住宅の供給促進 8 災害時の住まいの確保
住宅ストックの視点	4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現	9 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進 10 耐震化等の促進 11 省エネ化の促進
	5 安全で良好な居住環境の実現	12 災害に強いまちづくり 13 良好な居住環境の整備の促進 14 空き家の発生抑制・利活用・除却
	6 住生活を豊かにする産業の発展	15 県産材の活用 16 新技術の導入促進

施策(小項目)
(1) 子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進 (2) ユニバーサルデザインの普及
(1) 子育て世帯等の安心居住支援 (2) 医療・福祉や子育て支援のサービス施設と共同住宅の併設促進
(1) 耐震改修・バリアフリー改修・断熱改修等の推進 (2) リフォームに対する適切な情報提供とリフォーム業者の資質の向上
(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 (2) 老人福祉施設等の整備促進 (3) 公的賃貸住宅による住宅セーフティネットの形成
(1) 高齢者向け賃貸住宅事業者や生活支援サービス提供事業者における適正な管理の促進 (2) 介護サービス提供事業者によるサービス提供の適正化 (3) 介護との連携による在宅医療の推進と生活支援・介護予防サービスの充実
(1) 住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 (3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
(1) 県と市町村の適切な役割分担による供給 (2) 長寿命化等による有効活用
(1) 公営住宅等の一時提供、応急仮設住宅の建設 (2) 民間賃貸住宅ストックの有効活用
(1) 長期優良住宅の普及とリフォーム支援 (2) 住宅紛争防止等に関する情報提供 (3) 既存住宅の性能表示制度の普及 (4) マンション管理適正化推進計画の作成
(1) 耐震診断や耐震改修に対する支援 (2) 家具転倒防止や危険ブロック塀等撤去の促進 (3) 講習会やメディアを利用した周知活動
(1) ZEH等の省エネ住宅の整備支援 (2) レジリエンス機能の強化(V2H等)
(1) 開発許可制度等を通じた立地抑制・誘導 (2) 密集市街地の防災性向上等 (3) ハザードマップ活用等、県民意識の啓発
(1) 居住環境水準を踏まえた住まい・まちづくり (2) 建築協定や景観協定等の活用 (3) 防犯上の指針の普及・啓発
(1) 空家等対策計画に基づく市町村施策の支援 (2) 住生活月間等における住教育の推進
(1) 県産材の需要拡大の整備 (2) 県産材の安定供給体制の整備
(1) 新技術の導入等に対する支援 (2) 行政手続きのデジタル化の推進

成果指標	現況	目標値(R12)	備考
1 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	47% (H30)	75%	目標2 関係
2 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2% (R2)	3.5%	
3 居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0%	50%	目標3 関係
4 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10% (R2)	20%	目標4 関係
5 新築住宅における住宅性能表示の実施率	9% (R2)	20%	
6 住宅の耐震化率	80% (H30)	91%	
7 省エネルギー対策を講じた住宅の比率	47% (H30)	64%	
8 建築協定等の件数(建築協定、景観づくり住民協定及び緑地協定の件数)	94 (R2)	109	目標5 関係
9 市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	510物件 (H27～R2.3)	1,000物件 (R3～12元)	
10 居住目的のない空き家数	3.2万戸 (H30)	4万戸程度に抑える	
<b>参考指標</b>			
持ち家比率(成果指標から移行)	77% (H30)住調	77% (R2)国調	目標4 関係
住宅の延べ床面積(成果指標から移行)	150㎡ (H25)	144㎡ (H30)住調	

第3章 3.高齢者向け賃貸住宅等の供給目標等

住宅の供給目標
1 高齢者向け賃貸住宅等 ・高齢者向け賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅)約5,000戸(R12末時点における住宅ストック) ・老人ホーム等 富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画により要介護・要支援者の増加に対応した施設の増加を目指す。
2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅 15,800戸(R12年度末時点セーフティネット登録住宅ストック)
3 公営住宅 7,500戸(R3～R12)(既存住宅の入居者募集及び新規建設等)

第5章 施策の総合的かつ計画的な推進方法
1 すべての主体の連携及び協力
2 住教育の推進及び住まい・まちづくり支援団体の育成
3 評価の実施と計画の見直し